

7月3日から申請受付開始

家具転倒防止器具等の申請受付を開始します

問 防災課、高齢者支援課、障がい者福祉課



対象世帯 市内に住所を有する世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

※同様の事業により、すでに支給を受けたことのある世帯は除く

▷次の対象地域に住所を有する世帯

駒木町2・3丁目	吹上	谷野	和田町	東青梅	河辺町
長淵1～5・8・9丁目	野上町	木野下	富岡	師岡町	藤橋
友田町	大門	今寺	小曾木1・2・4・5丁目	新町	今井
千ヶ瀬町1～3丁目	塩船	畑中3丁目	成木1・2丁目	未広町	

▷満65歳以上の方のみの世帯

▷身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

※要件に該当する方が医療機関に入院または施設等に入所している場合は、対象とならないことがあります。

支給器具等

右表の支給器具一覧から合計150ポイント以内で選んでください。

持ち物 身体障害者手帳等（お持ちの方のみ）

その他 ▷先着順で受け付けを行い、予定数量になり次第終了します。

▷支給を決定した世帯には、委託業者が取付けに伺います。

申し込み

12月28日（郵送の場合は12月31日消印有効）までに申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、直接または郵送〒198-8701で防災課へ

器具名	ポイント
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ80～110cm	65
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ50～80cm	60
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ35～50cm	60
突っ張り棒（2本1組）〈茶、アイボリー〉 家具から天井までの高さ25～35cm	60
家具転倒防止器具（2個1組）	30
突っ張り棒補強あて板（2枚1組）	30
冷蔵庫ストッパー（2本1組）	30
薄型テレビ用耐震シート（6枚入）	25
キャビネット・ロッカー連結用（4枚入）	25
家具転倒防止板（2本入）	20
家具転倒防止具（大2個、小2個入）	15
扉開放防止金具（2組入）	15
ベルト式耐震金具（2本1組）	15

備考

- ▷器具によっては、取り付けの際に家具や壁面等に穴を開けることがあります。
- ▷賃貸住宅等の方は、家主、住宅管理者の承諾を得て、申請してください。
- ▷壁、天井、床、家具類に対する補強工事等は行いません。

詐欺防止に自動通話録音機をご活用ください

問 市民安全課市民安全係

市では市内在住の65歳以上の方を対象に、自動通話録音機の貸与を行っています。自動通話録音機を自宅の電話機に取り付けると、呼び出し音が鳴る前に、相手に「この通話は録音されます」という警告メッセージが流れ、通話を録音します。詐欺の犯人は、通話を録音されるのを嫌がるため、特殊詐欺被害防止の効果が期待できます。

数に限りがございますので、まずは電話でご相談ください。

子ども用・成人用おむつの無料収集

問 清掃リサイクル課清掃係

「燃やすごみ」の日に、家庭から出る子ども用・成人用おむつを無料で戸別収集しています。汚物は取り除き、透明または半透明の袋に入れて排出してください。

なお、ペット用おむつは、指定収集袋（緑色のごみ袋）に入れて排出してください。

9月15日まで受付中

災害義援金を受け付けています

問 地域福祉課庶務係



令和5年台風第2号等大雨で被災された方々を支援するため、市役所等にて義援金を受け付けています。お預かりした義援金は、全額日本赤十字社へ送金します。

設置場所 市役所1階総合案内、各市民センター、中央図書館

※日本赤十字社への直接振込みは、日本赤十字社ホームページでご確認ください。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ危険木の伐採作業を行っています

問 公園緑地課

日程 7月下旬まで

対象の公園 青梅の森

伐採対象の木 コナラ（枯木）

※散策する方は注意してください。



公務員合同採用説明会 in 青梅



問 市職員課人事研修係、
自衛隊福生募集案内所 ☎042-551-4725

官公庁への就職を希望する方を対象に、5団体合同の採用説明会を開催します。転職希望の方もご参加ください。

日時 7月14日（金）

①午前9時から②午後1時20分から

※受付は各回20分前開始

会場 市役所議会棟3階大会議室

内容 業務概要プレゼンテーション、個別相談

参加団体

警視庁、東京消防庁、自衛隊、青梅市、福生市

定員 各回先着40人程度（予約制）

申し込み

自衛隊福生募集案内所ホームページのエントリーフォーム（2次元コード）から

クビアカツヤカミキリに注意!

問 環境政策課環境対策係



クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメなどのバラ科の樹木に寄生し、内部を食い荒らして枯らしてしまう特定外来生物です。

現在、市内での被害は確認されていませんが、近隣地区における被害報告があり、更なる被害地域の拡大が懸念されています。

繁殖力や拡散能力が高い本種の被害を食い止めるためには、何よりも早期発見、早期防除が不可欠です。幼虫が排出する「フラス（木くずと糞の混合物）」や成虫を見かけた際にはご連絡ください。

※本種は、生きたままの運搬が法律で禁止されています。

詳細は2次元コード参照



写真提供 都環境局

ごみの最終処分について

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

多摩地域25市1町のごみは、清掃工場での焼却・破碎処理後、日の出町にある二ツ塚処分場で最終処分をしています。

焼却灰は、道路の側溝やよう壁の原料となる「エコセメント」にリサイクルされています。

二ツ塚処分場は、多摩地域全体のごみの最終処分問題を解決するために、日の出町の方々の理解を得て設置されました。現在も、処分場維持のため日の出町から多くの協力を受けています。

ごみを排出する際は、ごみの中に有害な物質が混入しないよう、分別の徹底と適切な排出をお願いします。



エコセメント

